

村山市障害者活躍推進計画

機関名	村山市
任命権者	村山市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

村山市における障害者雇用に関する課題

本市においては、障害者の雇用を促進し、法定雇用率を上回る水準を維持している。今後も、法定雇用率を確実に達成するとともに、障害のある職員がその障害特性や能力に応じて活躍できるよう、職場環境の整備、適切な業務配置及び定着支援に継続して取り組んでいく必要がある。

また、障害のある職員が安心して働き続けることができるよう、職場環境や業務内容等に対する意見や要望を把握し、必要な配慮を適切に行うことが重要である。

目標

1. 採用に関する目標	法定雇用率を上回る水準を維持するとともに、障害のある職員の採用を計画的に進める。 (参考) 令和6年6月1日現在の実雇用率：2.93%
2. 定着に関する目標	障害のある職員の定着を促進し、不本意な離職者を生じさせない。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	・ 障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用の促進及び計画の円滑な実施を図る。 ・ 障害者職業生活相談員を選任し、相談・支援を行う。 ・ 相談窓口を設置し、周知する
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・ 本人の状況や能力等を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。 ・ 新規採用、部署異動等の際に面談を行い、業務の適切なマッチングを図る。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	・ 職務環境・個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に措置を講じる。 ・ 募集・採用・不利益な処遇を行わず、障害のある人が応募しやすい方法を検討する。 ・ 働き方、各種休暇の利用を促進し、柔軟な働き方を推進する。 ・ 必要に応じてキャリア形成・実務研修等の教育訓練を実施する。 ・ その他の人事管理として、面談、通勤等の配慮、途中障害者の職場復帰支援等を行う
4. その他	・ 国等による障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

※ 村山市と村山市教育委員会は、障害者雇用促進法第42条に基づく特例認定の対象機関として、相互に連携して障害者雇用を推進する。